

令和5年7月3日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱の改正について
在留外国人の安全の確保に向けた総合対策については、茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱（令和2年7月29日付け通達甲国捜第145号別添）により実施してきたところであるが、この度の組織改編に伴い、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱の制定について（令和2年7月29日付け通達甲国捜第145号）は、廃止する。

記

主な改正点

幕僚の「総務統括官」を「サイバー戦略統括官」に、「人身安全対策統括官」を「人身安全少年統括官」に改める等、茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部の編成を改めた。

別添

茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティ（在留外国人が集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。）を対象として、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、在留外国人に係る犯罪被害の防止及び外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等に資するための総合対策の推進に必要な基本的事項を定める。

第2 推進体制

1 警察本部の体制

(1) 茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部の設置

警察本部に、別表の茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(2) 推進本部の任務

推進本部は、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策（以下「総合対策」という。）を総合的かつ効果的に推進する。

(3) 在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部対策会議

ア 推進本部に、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部対策会議（以下「推進本部対策会議」という。）を置く。

イ 推進本部対策会議は、総合対策の方針を審議決定し、その進捗状況を確認して、その総合的かつ効果的推進を図ることを任務とする。

ウ 推進本部対策会議は、本部長、副本部長、幕僚、総括責任者及び実施責任者をもって構成する。

エ 本部長は、推進本部対策会議を招集し、議事を主宰する。

オ 本部長は、必要により構成員以外の者を推進本部対策会議に出席させることができる。

カ 総括責任者は、推進本部対策会議の事務を総括整理する。

(4) 班長会議

ア 推進本部に、班長会議を置く。

イ 班長会議は、推進本部対策会議に付議する事案について事前に調査し、検討することを任務とする。

ウ 班長会議は、総括責任者、実施責任者及び班長をもって構成する。

エ 総括責任者は、班長会議を招集し、議事を主宰する。

オ 総括責任者は、必要により構成員以外の者を班長会議に出席させることができる。

カ 総括責任者は、班長に対し、班長会議に付議する事案について調査及び検討を命ずることができる。

(5) 担当者会議

実施責任者は、総合対策を推進するに当たり、必要があると認めるときは、推進本部班員のうち必要な者を招集し、担当者会議を開催する。

(6) 庶務

推進本部の庶務は、刑事部国際捜査課において行う。

2 警察署の体制

(1) 警察署在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部の設置

警察署に、警察署長を長とする警察署在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部（以下「署推進本部」という。）を置く。

署推進本部の組織及び分掌事務は、推進本部に準じて警察署長が定める。

(2) 署推進本部対策会議

警察署長は、総合対策を推進するに当たり、推進本部対策会議に準じて、署推進本部において対策会議を開催する。

(3) 報告

署推進本部対策会議の結果については、推進本部の総括責任者を經由して、本部長に報告すること。

第3 推進上の留意事項

1 各種警察活動の推進

警察が行う防犯・交通安全についての広報啓発活動、通訳人を帯同した巡回連絡、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策等の各種活動は、在留外国人に係る犯罪被害の防止及び外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等に効果的であることに加え、在留外国人を孤立化させるこ

となく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的であることから、このような効果を十分認識した上で、外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進すること。

2 関係行政機関等との連携

総合対策を推進するに当たっては、関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、各関係行政機関等の実施する各種取組に警察として必要な協力を行うなど、各関係行政機関等との連携に努めること。

3 実態把握の推進

外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、部門間連携及び関係行政機関等との連携に配慮しつつ、外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織等の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するよう努めること。

4 違法行為に対する厳正な取締り

在留外国人が安心して生活できるよう、在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は厳正な取締りを行うこと。

また、関係機関と緊密に連携し、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進すること。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、総合対策に関し必要な事項は、別に定める。

表 茨城県警察在留外国人の安全の確保に向けた総合対策推進本部

本部長等	責任者	班長等	班員	分掌事務
<p>本部長 警察本部長</p> <p>副本部長 刑事部長 生活安全部長 警察部長</p> <p>幕僚 サイバー戦略統括官 官庁監察官 人身安全部長 地域部長 交通部長 警察学校長</p>	<p>総括責任者 組織犯罪対策統括官</p> <p>実施責任者 国際捜査課長 生活安全総務課長</p>	<p>班長 (兼) 国際捜査課長</p> <p>副班長 (兼) 生活安全総務課長</p> <p>班員 警務課長 副班長 総務課長 会計課長 装備施設課長 教養課長 留置管理課長 県民安心センター長</p>	<p>国際捜査管理官 国際捜査課長補佐 (国際犯罪対策) 国際捜査課国際対策係係長 生活安全総務課安全・安心まちづくり推進室長 生活安全総務課課長補佐 (地域安全対策)</p> <p>警務課管理官 (企画) 警務課課長補佐 (企画第一、企画第二、人事第一、人事第二、犯罪被害者支援) 人権課課長補佐 (公安委員会) 会計課課長補佐 (予算) 装備施設課課長補佐 (施設企画) 教養課課長補佐 (教養) 留置管理課課長補佐 (企画・指導) 県民安心センター長補佐 (広報企画、総合相談、業務改善) 警察学校科長 (教務科)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合対策の総括及び連絡調整に関すること。 関連情報の集約、分析等に関すること。 その他特命に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> 多文化共生に係る自治体との連携に関すること。 指定通訳員の適正配置に関すること。 犯罪被害者支援の推進に関すること。 警察協賛協議会における意見の反映に関すること。 予算に関すること。 警察施設整備の計画に関すること。 警察職員の教養に関すること。 被留置者に対する処遇に関すること。 犯罪防止のための効果的な広報活動に関すること。 県警ホームページ等に関すること。 相談に関すること。 苦情に関すること。 その他特命に関すること。
<p>班長 (兼) 生活安全総務課長</p> <p>副班長 人身安全少年課長 生活環境課長 サイバー犯罪対策課長</p>	<p>生活安全対策班</p>	<p>班長 (兼) 生活安全総務課安全・安心まちづくり推進室長 生活安全総務課課長補佐 (兼) 地域安全対策、地域安全事業推進、犯罪抑止対策、自動車盗抑止対策、企画・指導、営業、銃刀火災・保安) 人身安全少年課課長補佐 (企画指導、少年対策、少年サポーターセンター第一、人身安全対策第一、人身安全対策第二、事案対処第一、事案対処第二) 生活環境課課長補佐 (企画・指導、風俗・雇用犯罪特捜、生活経済特捜、環境犯罪特捜) サイバー犯罪対策課課長補佐 (企画・指導)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域安全活動及び犯罪抑止活動の推進に関すること。 ヤードの情報収集、分析及び取締りに関すること。 保護活動の推進に関すること。 生活安全警察関係の許可等事務に関すること。 関係機関との連携による少年の自立及び社会参加への支援に関すること。 ストーカー・DV対策に関すること。 児童虐待事案に関すること。 子供と女性の安全対策に関すること。 行方不明者の発見活動に関すること。 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 サイバー犯罪対策に関すること。 その他特命に関すること。 	
<p>班長 地域課長</p> <p>副班長 通信指令課長 自動車警ら隊長</p>	<p>地域対策班</p>	<p>班長 地域課長 副班長 通信指令課長 自動車警ら隊長</p>	<p>地域課管理官 地域課課長補佐 (企画、指導第一、指導第二、指導第三) 通信指令課課長補佐 (企画・運用) 自動車警ら隊副隊長 (兼) 国際捜査課管理官</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人コミュニティ等の把握に関すること。 巡回連絡を通じた各種情報の提供及び意見要望の把握に関すること。 110番通報への適切な対応に関すること。 外国人コミュニティに於いた効果的な街頭活動の推進に関すること。 犯罪実態に於いた検挙活動及び取締り活動の推進に関すること。 国際犯罪組織 (グループ) の実態解明に関すること。 通訳体制の整備に関すること。 情報分析に関すること。 その他特命に関すること。
<p>班長 刑事総務課長</p> <p>副班長 捜査第一課長 捜査第二課長 捜査第三課長 組織犯罪対策課長 (兼) 国際捜査課長 薬物銃器対策課長 機動捜査支隊課長 鑑識課長</p>	<p>刑事対策班</p>	<p>班長 刑事総務課長 副班長 捜査第一課長 捜査第二課長 捜査第三課長 組織犯罪対策課長 (兼) 国際捜査課長 薬物銃器対策課長 機動捜査支隊課長 鑑識課長</p>	<p>刑事総務課管理官 刑事総務課課長補佐 (企画) 捜査第一課課長補佐 (事件指導) 捜査第二課課長補佐 (指導) 捜査第三課課長補佐 (盗犯指導) 組織犯罪対策課課長補佐 (企画分析、指導抑止対策) (兼) 国際捜査課課長補佐 (国際犯罪対策) 薬物銃器対策課課長補佐 (企画・指導) 機動捜査支隊課長補佐 (企画・指導) 鑑識課課長補佐 (指導) 科学捜査研究所所長代理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪実態に於いた検挙活動及び取締り活動の推進に関すること。 国際犯罪組織 (グループ) の実態解明に関すること。 通訳体制の整備に関すること。 情報分析に関すること。 その他特命に関すること。
<p>班長 交通総務課長</p> <p>副班長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許センター長 交通機動隊長 高速道路交際警察隊長</p>	<p>交通対策班</p>	<p>班長 交通総務課長 副班長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許センター長 交通機動隊長 高速道路交際警察隊長</p>	<p>交通総務課課長補佐 (企画、安全) 交通指導課長補佐 (企画指導、取締指導、事件指導) 交通規制課長補佐 (企画許可指導) 運転免許センター長補佐 (企画・教育所指導、新規免許、更新免許、免許試験、講習、聴聞執行) 交通機動隊副隊長 高速道路交際警察副隊長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育、広報啓発等の推進に関すること。 交通事故事件捜査及び交通指導取締りの推進に関すること。 保管場所申請に伴う人定、車両、保管場所等の把握に関すること。 運転免許の取得・更新及び運転免許に関する広報の推進に関すること。 行政処分等の執行に関すること。 その他特命に関すること。
<p>班長 公安課長</p> <p>副班長 公安課長 警備課長 外事課長</p>	<p>警備対策班</p>	<p>班長 公安課長 副班長 警備課長 外事課長</p>	<p>公安課課長補佐 (企画第一) 警備課課長補佐 (災害警備) 外事課課長補佐 (企画、外事・特捜、事件、国際テロリズム対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人コミュニティ情報の収集に関すること。 不法滞在者の取締りの推進に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 その他特命に関すること。